

「権利主体」としての子ども観の新たな問題

—フランス少年法の変遷を中心に—

On the problems of the view point of the child as the subject of the right

—The Shift of the ideas of the French Juvenile Law from 1945 to 2002

こども学科 池田 和司

Katsushi IKEDA

要 旨

本稿は、フランスにおける少年法改正過程を探求することを通じて、子ども観がどのように考えられるように変化したのか、さらには、それによってどのような問題が惹起せしめられるのかを探求するものである。本稿では、フランス法哲学者、ドミニク・ユフの分析に依拠しながら、1945年政令と2002年政令の変遷をたどりながら、少年法改正に「子どもの権利条約」において提起された子ども観が大きく関与していることを実証的に検証することをねらいとしている。本稿で明確になったことは、(1) 1945年政令は、少年法の制定という画期的な出来事でありながら、その一方では、親権概念の変化、とくに親が子どもを罰することを可能ならしめていた権威の衰退を意味していたということ、(2) 少年法そのものの内容について検討した場合、そこでは、社会的安全と子どもの道徳的復帰という課題が問題となり、子どもを権利主体としてみるという観点が採用され、結果、いわゆる少年法の「厳罰化」を果たしていたと指摘できるであろうということである。子どもを権利主体としてみるとはいえ、現実的には発達途上の子どもたちに対して、真になにが求められ、どのような制度的措置を図るべきなのかという問いかけを、権利主体としての子ども観においては見逃してしまいかねない危険性がある。

キーワード：少年法 権利主体 教育的制裁 子どもの権利条約 子ども観

はじめに

本稿では、2002年に改正されたフランス少年法を題材にして、今日の子ども観の問題について検討していこうとするものである。フランス少年法は、「1945年政令」によって成立し、それがほぼ55年を経て「2002年政令」として、大幅に改正された。日本でも昨今の少年法改正問題で大きく取り上げられることになった「厳罰化」の問題と、ほぼ時期を同じくしているとみてよい。この改正には、子ども観の変化が大きく関与していることを、本稿では明らかなものにしたい。つまり、子どもの権利条約以後、顕著になった子どもを「権利主体」として捉える見方が、少年法改正に影響していることを明らかにする。そのために、少年法が、まず、大人と子どもの関係、とくに親権という概念に対して、どのような影響を及ぼしたのかを、次いで、子どもがどのように見られてきたかについて、その変遷を追いながら、その子ども観が法にどのように反映されていったのかを究明したい。

著者は、幾つかの論考を通して、「子どもの権利条約」において、子どもを権利主体として措定し、大人と等価値の存在とみなした結果、権利主体である親や教師と、同じく権利主体である子どもの関係が対等にならざるをえないがゆえに、教育者の権威の相対的低下の問題、ならびに、改めて、大人と等価値である子どもを大人にするというトートロジーにも似た自己撞着の問題が理論的に導出されることを指摘した⁽¹⁾。この問題と類似した問題点が少年法にもみられるようになるのではないかというのが本稿での狙いである。

ところで、わが国では、「青少年育成施策大綱」が2004年に内閣府より出されたが、そこで指摘されているのは、少年非行やフリーター数の急増など、山積する社会問題のなかで、青少年を「一人前の大人」にするために、青少年を「権利主体」としてみなしていくことの重要性についてである。しかし、「権利主体」という響きに酔いしれることなく、ここで踏みとどまり、果して、「権利主体」であると青少年を認めることが、青少年が「大人」になっていくことと連環をもちうるのかという問題について、理論的に考えてみる必要がある。その限りで、本稿では、フランス少年法を題材にして、この理論的問題について迫っていくための一助としたい。

1. 少年法(1945年政令)と親権問題

子どもの違法行為に対する制裁措置は、フランスにおいては、久しく親、とくに父親にまかされた専管事項であった。政治哲学者、アラン・ルノーによれば、「親権」*autorité parentale*が元来ローマ法をその起源に有しており、子どもの生殺与奪の権利さえ含む絶対性をその家族に対して振るうことができたという⁽²⁾。フランスにおいて、親は、違法行為を犯した子どもに対して、司法的手続きを通すことなく「懲戒」*correction*を与えることができた。たとえ、違法行為であるにせよ、それは、司法の問題ではなく、親権に含まれる問題であるとみなされていたからである。

ところで、親権に、子どもへの「体罰」を認め、理論化したのは、ジョン・ロックである。ロックによれば、「鞭打ち、およびその他の種類の奴隷的肉体的罰は、賢明、善良で純真な人間にさせたいという子供の教育に用いるに適した訓練法」ではないとしながら、「めったに適用してはならないし、しかも用いるとしても、重大な場合と極端な事情の場合に限る」として

³⁾、体罰を親権の射程においていた。ロックの懲戒権概念について克明に究明した寺崎弘昭氏によれば、親権は子どもの自由に対する支配権であるとされる⁴⁾。なぜなら子どもの生命と身体に対する領域をも制限しうる親権概念の基底には、子どもが自らの意志を自由に行使できる存在になるべきであり、そういう存在にするべき義務を負った親がそれまでの一時的処方として懲戒権をもつという考え方があるからである。

フランスにおいては、1935年以降、親が違法行為を行った子どもへの懲戒を行うことを否定することなく、事実上、その行使は棚上げされた。それは、少年問題を専門に扱う法務省の部局である「監護教育局」l'Éducation surveilléeの機関へ、違法行為を犯した子どもを移送するという法的方法をとったことである。

ルノーによれば、法的にみて、親の「懲戒」の実際的制限は、1945年政令に端を発するという⁵⁾。この政令によって、少年司法専門の裁判官(juge des enfants、以後、「少年係判事」と訳す)と裁判所(Tribunaux pour enfants、以後、「少年裁判所」と訳す)が設置され、子どもの健全育成、保護を主目的とした「教育的措置」la mesure éducativeが規定され、「制裁」la sanctionは例外的措置としておかれることになった。したがって、子どもへの懲戒行為の決定は、少年裁判所が下し、その実施には、監護教育局があたるというシステムができたのである。これにより、事実上、親の懲戒に対する絶対的優先性は、喪失せしめられたのである。1945年政令以降、子どもの非行行為に対する決定権は、親権の範疇ではなく、まずもって司法の範疇に、法的に含まれるようになったのである。

2. 少年法における子ども観の変遷—1945年政令から2002年政令へ—

ここで、フランスにおいて、少年法の制定が子ども観とどのような影響関係があるのか、という問題について、法哲学者ドミニク・ユフ Dominique Youfの分析に依拠しながら⁶⁾、究明してみたい。フランス少年法には、2つのエポック・メイキングがある。それは、1945年政令と2002年政令の制定である。いわゆるフランス少年法と言われる法の登場は1945年政令であり、その大改正として、2002年政令が出されたのである。個々の内容については後で検討してみることにして、1945年政令と2002年政令のあいだには、子ども観をめぐって大きな変化があることが指摘されうる。

(1) 1945年政令は、18歳までの子どもには、「判断能力」discernementがないという考えのもと、各条文が規定されている。これを起点にして、子どもへの処分は⁷⁾、「訓戒」une admonestation、「親もとへの再置」une remise à parents、「保護観察」liberté surveilléeといった教育的保護措置が、非行少年への処分が下されるのである。ただし、ことの重大性に鑑みて、例外的ではあるが、収獄を言い渡すことができる。もちろん、子どもには控訴が認められている。

「判断能力なき子ども」という政令の哲学は、1958年に若干修正され、補強・強化されることになった。つまり、子どもは判断能力がなく非行行為を犯したというだけでなく、社会、家庭の状況の犠牲者でもあるという視点が導入されたことである。ユフによれば、「非行少年を社会の犠牲者にしていたのである。拘束を受ける子どもこそ、犠牲者と社会に対して負債をもちているのではない。反対に、政令の哲学によれば、社会組織は、子どもに対して負い目もっているのである。禁止行為を警告するような保護と教育を受けていなかった子どもに対して

の負い目である。犠牲者とは非行少年の姿そのものなのである」⁽⁸⁾。こうして、政令が対象とするのは、単に、違法行為を犯した子どもではなく、健康、安全、道徳、教育といった場面において、「危険にさらされている子ども」*enfants en danger*なのである。1945年政令の理念は、子どもに罰を与えることではなく、子どもに必要な教育と保護を与えることにあり、1958年の改正は、その理念の前進であるといえよう。したがって、1945年政令では、刑事刑を子どもに言い渡すことよりも、精神分析的、カウンセリング的処方子どもに施すことが望まれているのである。ここで子どもたちを規定しているのは、子どもは犯罪に対して「無責」*irresponsabilité*であるという考えである。1945年政令ならびに1958年政令が「福祉モデル」の代表的モデルであると評価されるゆえんである⁽⁹⁾。

(2) 1945年政令の理念を抜本的に変革せしめた2002年政令の哲学を明らかにしてみたい。2000年に入り、未成年者の犯罪が、1990年において98,284人であったのに対して、2001年には177,017人に増加していることが指摘され⁽¹⁰⁾、少年非行の問題はフランスの喫緊の課題ともなっていた。2002年政令は、未成年者の非行率を削減することを目的として、未成年者の刑事責任、「教育的制裁」*des sanctions éducatives*を定め、刑の言い渡し可能年齢を13歳から10歳に引き下げた。つまり、2002年政令の理念は、1945年政令の理念と断絶しているのである。

端的に、この断絶を言うならば、子どもに判断能力あり、とするものである。2002年政令に対する憲法院の判断は、人間と市民の権利宣言からの帰結として、成人同様に子どもにおいても、「無罪推定原則、罪の均衡性原則、自己防衛権の原則」が認められなければならないとして⁽¹¹⁾、子どもに判断能力があることを認めている。ユフの指摘のように、ここには、「子どもの権利条約」におけるのと同様の、今日的な子ども観の姿がみてとれる。

この点に関しては、アラン・ルノーが克明に解明している⁽¹²⁾。自由と平等の価値に基盤をもつ民主主義的社会にあっては、人間の差異化から平等化へという「平等化のダイナミズム」は、「人間と市民の権利宣言」の論理を出発点として、女性、労働者、マイノリティーにとどまらず、子どもにまで及ぶ。つまり、子どもは、成人と同等にある市民として、すなわち大人同様の「権利主体」として定置されるのである。

このように、今日においては、子どもは弱く、保護を本質とするのだという見解は、説得力をもはやもたなくなっている。「あたかもまったくもって無能力で無責任なものであるかのよう」に、子どもは、もはや否定的には評価されえないのである。1945年の政令が依拠したパターンリズムは、今日では不可能である。子どもは、もはや権利客体としては考えられない。人間の人格の尊厳は、法的主体性が認められることを要請するのである。同様に、子どもの権利条約は、調印国に現行法 *droit positif* を修正するよう義務付けた。それは、子どもをその年齢に見合った主体的権利を認めるのである。同様に、刑法上の責任を子どもに認めないことは困難であった⁽¹³⁾とユフが論及しているように、「子どもの権利条約」の理念の波及効果は、少年司法の領野にまで及んでいるのである。つまり、まったく知的、身体的成熟を欠いているために、子どもがなす行為は、子どもが無分別にとりおこなっているのではなく、責任をとりうるだけの判断能力に依拠しているとみなされるようになるのである。こうしてみるならば、「権利主体」としての子ども観は、少年司法の領野にあっては、刑事責任をとりうる主体として解釈され直され、2002年政令につながっているという見方が可能であろう。

3. 1945 年政令の問題点

1945 年政令は、子どもが判断能力のない、教育と保護を受けることを原則とする存在である、という子ども観に立脚している。非行の問題は社会と家庭の状況からくるものであって、その解決には、非行少年たちへの暖かいケアと「職業資格証」の取得という社会的自立への支援がなされるべきだという方向が導き出される。つまり、具体的には、先に示したように、「訓戒」*une admonestation*、「親もとへの再置」*une remise à parents*、「保護観察」*liberté surveillée* といった教育的保護措置が非行少年への主たる処遇となる。つまり、「懲戒」ではなく、「教育的援助」が少年司法の重要な課題とされるのである。この点で、主要な措置は、少年鑑別所のような場所への収容でなく、「あらゆる場面での教育的行為措置」⁽¹⁴⁾*la mesure d'action éducative en milieu ouvert(A.E.M.O.)*であるとされる。ここで特筆すべきは、1958 年の修正に伴い、「教育的援助専門職」*éducateur* という役割が創設されたことである。教育的援助専門職には、大きく分けて 3 つの役割が課されている⁽¹⁵⁾。一つ目には、少年係判事の委託のもと、子どもの内情調査の報告書をつくること、二つ目には、行政機関からの要請ならびに親の同意のもと、非行少年に接すること、三つ目には、様々な場面で教育的行為をとることが認められることによって、危険にさらされている子どもの親に寄り添って、彼らを援助したり、子どもの教育にアドバイスすることによって、子どもの非行を未然に予防することを役割としている。フランスにおける少年司法の具体的施策は、実際の法廷での審理という場を越えて、日常的に非行問題に介入することを可能としたのである。

1945 年政令に基づけば、教育的行為とは、治療のために、青少年と家庭が非行の原因を考えることであった。心理学的、精神分析的治療がメインとなる。ユフによれば⁽¹⁶⁾、このような 1945 年政令の理念のもと、少年係判事は、裁判官は、家庭で青少年を育てるよう努力し、親と子どもに教育的措置への参加を勧めるよう試みなければならず、その教育的行為は、規律の条件と拘束のうえに基礎づけられるのではもはやなく、青少年と家族の同意を求める個別的措置でなければならないのである。

だが、このような少年法のあり方に対して、罪を犯した少年はそれに相応の罰を与えるべきではないかという社会的要請という観点から批判がなされた。それは、「真の犠牲者はだれか」という問題に換言してもよいだろう。フランスにおいても、非行少年が犯した罪の犠牲者への補償は、少年司法の場面では、非行少年の生育面、精神面の究明ならびに非行少年の問題解決ほど、熱心ではなかったといえる。これは、昨今の日本の少年法改正問題とオーバーラップする課題であろう。

フランス少年法にあっては、非行が社会的安全を脅かすものであって、非行少年に相応の処罰を与えるという社会的社会的要請と非行少年の「道徳的復帰」*le relèvement moral* の両方に対して応えていかねばならないという課題が生じてくる。

4. 子どもの道徳的復帰と社会的安全—1990 年代の動向—

子どもの道徳的復帰と社会の安全という社会的要請という課題への対応については、とくに 1990 年代からの動きが著しい。

まず、1990 年の「少年司法保護局」*la Proteciton judiciaire de la jeunesse* の成立が挙げられよう。

これは、法務省管轄の「監護教育局」が発展・改称したものである。このことは、「監護教育局」ならびにその施設のあり方が依然として不十分であるという認識からなされている。つまり、「監護教育局」は、その成り立ちからして、「監獄文化」の伝統と哲学を受け継いだ行政機関であるとみなされ、「教育的指針」orientations pédagogique を有する組織として改組される必要が言われたためである⁽¹⁷⁾。少年司法保護局のもと、子どもの収容機関は、監獄の様相を廃した施設が一層望まれるようになったという。非行を犯した子どもは、監獄のような空間ではなく、「少年の家」la maison de la jeune ou la jeune fille や「子どもの家」la maison des enfants とされる、家庭のように、暖かいケアに包まれた施設がその例である⁽¹⁸⁾。そのなかで、子どもは、集団生活のなかで、職業訓練と規律を学ぶのである。

次いで、1993年に、従来の教育的措置に加えて、新たな教育的措置として「補償」la réparation が加わったことが挙げられよう。未成年者が起こした損害を、その犠牲者に対して償うという措置であって、原理的に、これは、「調停」ではないといわれる。つまり、自らの行為に対して責任を子どもに対して引き受けさせることを狙いとしている⁽¹⁹⁾。この点からして、1990年代から、具体的な教育的措置のなかで、子どもを社会の犠牲者であるとみる視点を脱却しつつあったといえよう。1990年代に入って、教育的措置は、もはや単なる教育ではありえなくなった。つまり、社会的安全という観点からみて、少年司法の領域における教育は、「制裁」sanction と「拘束」contrainte の側面を抜きにしては、行使しえないものとなったのである。教育は、心理的・精神分析的治療ではなく、様々な教育活動を通して、子どもたちに、諸価値、技能、生き方を伝達し、社会的関係を再び回復させることが主要な課題となるのである。

最後に、このような課題のために、1990年代には、2つの収容機関が設置されたことが挙げられよう。すなわち、「直接収容センター」les centres de placement immédiat と「強化教育センター」les centres d'éducation renforcée である。前者は、社会的困難を抱える、10歳から12歳の子どもを収容し、学習支援、様々な工場への参加、スポーツ活動など、拘束的ではない、十分に動きがとりやすい活動を行って、社会復帰を目指す施設である。後者は、3ヶ月から6ヶ月の期間にわたって、収容する。この施設では、特に生活とは断絶してしまっている8人の子どもがひとグループをつくり、社会的に有意な生産活動に従事しながら、「ともに成すこと」faire-avec、コミュニケーション能力を培うことを目指している。

子ども達を日常的な場から遠ざける教育施設に収容することによって、社会的安全の確保という社会的要請と、施設での子ども達の道徳的復帰という両課題を解消しようとする狙いがあったのである⁽²⁰⁾。言い換えるならば、施設収容という選択肢ができることによって、子どもが自らの犯した罪を償いながら、教育的支援を通して、「市民として育成」⁽²¹⁾formation civique していくということが可能になったのである。

5. 2002年政令の具体的展開—権利主体としての子ども観の問題—

以上のような流れのなかで、2002年政令の制定をみる。先に指摘したように、非行への抑止効果としての少年法改正において、子どもを権利主体としてみる子ども観に立脚し、子どもを責任主体として解釈することがその理念の基底に存在している。「意図的でない場合でも、あらゆる違反行為は実際、その行為を行った本人が知性と意志を有していることを前提としている」⁽²²⁾として、子どもは、法的に責任主体として確立されるのである。

この改正に伴い、対象を10歳に引き下げ、「教育的制裁」les sanctions éducativesを宣告することが可能となった⁽²³⁾。その制裁には、(1)違反行為によって得られた財物の没収、(2)一年を超えない被害者との接触、(3)市民教育受講の義務化、(4)社会的奉仕活動などが定められている。

「一時的保留」détention provisoireが、司法の監督に服さない13歳から16歳に対しての制裁措置として可能になった。新たな施設として、「閉鎖教育センター」centres éducatifs fermésが創出された。この機関は、司法監督下にある子どもや、保護観察付の執行猶予の子どもを収容し、「教育的フォロー」suivi éducatifを施していく施設である。なお、13歳以上で、この施設を抜け出した者には、「一時的保留」という決定を下すことが可能となっている。また、施設はできていないが、未成年者の投獄が企図されている。それは、未成年者に相応しい保留施設として創設される予定となっている。未成年者収容施設の見直しが意図されているのである。

このように、2002年政令においても、社会的安全と子どもの道徳的復帰という両課題の解決という観点から制定されていることが判明する。しかし、それは、いわゆる「厳罰化」とも評しきれない内容をもって打ち出されている。

ユフによれば⁽²⁴⁾、2002年政令において、監獄への送致か、教育援助か、つまり、処罰か教育かという二元論を回避し、そのどちらの側面を一部分的にもち合せた中間的決定として、「教育的制裁」という第三の選択肢が可能となった。そのことは、「教育的なるもの」l'éducatifと「抑圧的なるもの」le répressifのあいだに連環をつくったといえよう。しかし、ユフからみれば、そのことが、「教育的制裁」という決定が増えていくことになるという。「教育的制裁」の決定に対して服しない子どもたちに対して、「教育的措置」と「処罰」という二元論になるべく抵触しない決定(例えば、収容 placement)がなされるだろうという。この点からして、結果として、子どもを道徳的に復帰せしめるにはなにが相応しいのかという真剣な問いかけが司法の場面から消失しうるのでないかとも考えられるのである。

このように、子どもを権利主体として捉え、それ故に、責任が取れる存在としてみなすことは、子どもたちに罪に応じた責任をとるように罰する方向をとらせたが、このような責任の観念と教育的命題が両立可能であるかということについては、やはり問題が残ると言わざるをえない。さらに、子どもが「大人とは異なる存在」であるとみる限り、子どもの非類似性とその点で社会が有すべき教育するという義務を考慮し、非行少年であれ、彼が大人になるときになにが求められるのかという誠実な問いかけが求められるのである。権利主体とみることは、やはり教育の次元と同じく、司法の次元においても、発達途上であるからこそ、なにが大人になるために必要であるのかという問題を、おきざりにしてしまいかねないように思われるのである。

おわりに

以上、1945年政令から2002年政令への変遷のなかで、子ども観がどのように変化したのかを究明しながら、その子ども観に基づいて法的にどのように具体化していったのかを検証してきた。そこで、明らかになったことは、(1)1945年政令は、少年法の制定という画期的な出来事でありながら、その一方では、親権概念の変化、とくに親が子どもを罰することを可能ならしめていた権威の衰退を意味していたということ、(2)少年法そのものの内容について検討した場合、そこでは、社会的安全と子どもの道徳的復帰という課題が問題となり、子どもを

権利主体としてみるという観点が採用され、結果、いわゆる少年法の「厳罰化」を果たしていったといえなくもないだろうということ、である。この権利主体としての子ども観によって、子どもの保護・教育か処罰かという二元論のなかで、その第三の道を示したが、それでもなお、発達途上の子どもたちに対して、真になにが求められるのかという問いかけをその子ども観においては見逃してしまいかねない危険性があるといえよう。

なお、本稿においては、論述の範疇を超えているため、最後に 2002 年の親権法の改正について指摘だけにとどめておきたい。民法 371 条 1 項では、「親権 l'autorité parentale は、子どもの利益を目的とした権利ならびに義務の総体である。それは、教育を保証し、人格に対して払われる尊敬のなかで発達させられるために、子どもが成人になるまで、そして子どもを後見解除するまで、父並びに母に帰属する」⁽²⁵⁾と改正された。アラン・ルノーによれば、現在のフランス民法の親権の定義は、親権の内実を、字義通りの「親の権威」l'autorité parentale から、「親の責任」la responsabilité parentale と呼んだほうが適切になっていると指摘している⁽²⁶⁾。つまり、親権は、「子どもの権利」の保持者である子どもを尊重することを基調として構成されるように至ったということである。その点において、子どもの権利条約における子ども観のインパクトは、親子関係に関わる諸法律、少年法や民法の規定に変更を迫っているのである。

註

- (1) 子どもの権利条約にみる子ども観の哲学的問題については、以下の拙著を参照されたい。「子どもの権利をめぐる理論的課題—アラン・ルノーの子どもの解放論を中心に」『学術研究』52、2004 年、「アラン・ルノーにおける『子ども観』の今日的問題 - 子どもの権利条約批判をめぐって - 」『日仏教育学会年報』11、2005 年を参照。
- (2) cf. Alain Renaut, *La fin de l'autorité*, Flammarion, 2004, p.158.
- (3) ジョン・ロック、服部知文訳『教育に関する考察』岩波書店、1967 年、p.65-66 参照。John Lock, *Some thoughts concerning Education*, 1693.
- (4) 寺崎弘昭『イギリス学校体罰史』東京大学出版会、p.201 参照。
- (5) Alain Renaut, *Op.Cit.*, p.165.
- (6) Dominique Youf, *Le nouveau droit pénal des mineurs*, Le Débat, 2002.
- (7) 最高裁判所事務総局家庭局訳「フランス少年法」『最高裁判所月報』1956 年。
- (8) Dominique, Youf, *Op.Cit.*, p.118.
- (9) 吉中 信人「フランス少年司法の比較法的考察—英米法国の視点—」『一橋論叢』第 116 巻第 1 号、1996 年、p.143 参照。
- (10) SÉNAT, *Rapport N°213*, p.6.
- (11) Conseil constitutionnel, *Décision N°2002-461*, 29 août 2002.
<http://www.conseil-constitutionnel.fr/decision>
- (12) cf. Alain Renaut, *La libération des enfants*, calmann-lévy, 2002, pp.30-33.
- (13) Dominique, Youf, *Op.Cit.*, p.117.
- (14) *ibid.*, p.120.
- (15) 日本弁護士連合会司法改革推進センター・東京三弁護士会陪審制度委員会『少年審判に参審制を—フランスとオーストリアの少年司法調査報告』現代人文社、2000 年、p.71-73 参照。
- (16) Dominique, Youf, *Op.Cit.*, p.120.

- (17) *ibid.*, p.123.
- (18) 日本弁護士連合会司法改革推進センター・東京三弁護士会陪審制度委員会、前掲書、pp.80-99。
- (19) Dominique, Youf, *Op.Cit.*, p.122.
- (20) cf. *ibid.*, p.125.
- (21) Dominique, Youf, *ibid.*, 126.
- (22) SÉNAT, *Rapport No.370*, 2002, p.97.
- (23) *Loi No.2002-1138 du 9 septembre 2002 d'orientation et de programmation pour la justice*
<http://www.legifrance.gouv.fr/>より (2005年1月20日現在確認)
本法の概要については、岡村美保子「少年法の改正」『ジュリスト』No.1236、2002年、p.93
参照、ならびに <http://www.vie-publique.fr/actualite/dossier/justice1.html>
- (24) cf. Dominique, Youf, *ibid.*, 129.
- (25) “Chapitre Ier : De l'autorité parentale relativement à la personne de l'enfant” in *Code civil*
(<http://www.legifrance.gouv.fr/>にて確認).なお、親権概念の変容についての理論的考察は、拙稿
「民主主義時代における教育的権威の検討」『国土館大学教養論集』61、2007年を参照されたい。
- (26)cf. Alain Renaut, *Op.cit.*, Flammarion, 2004, p.169.